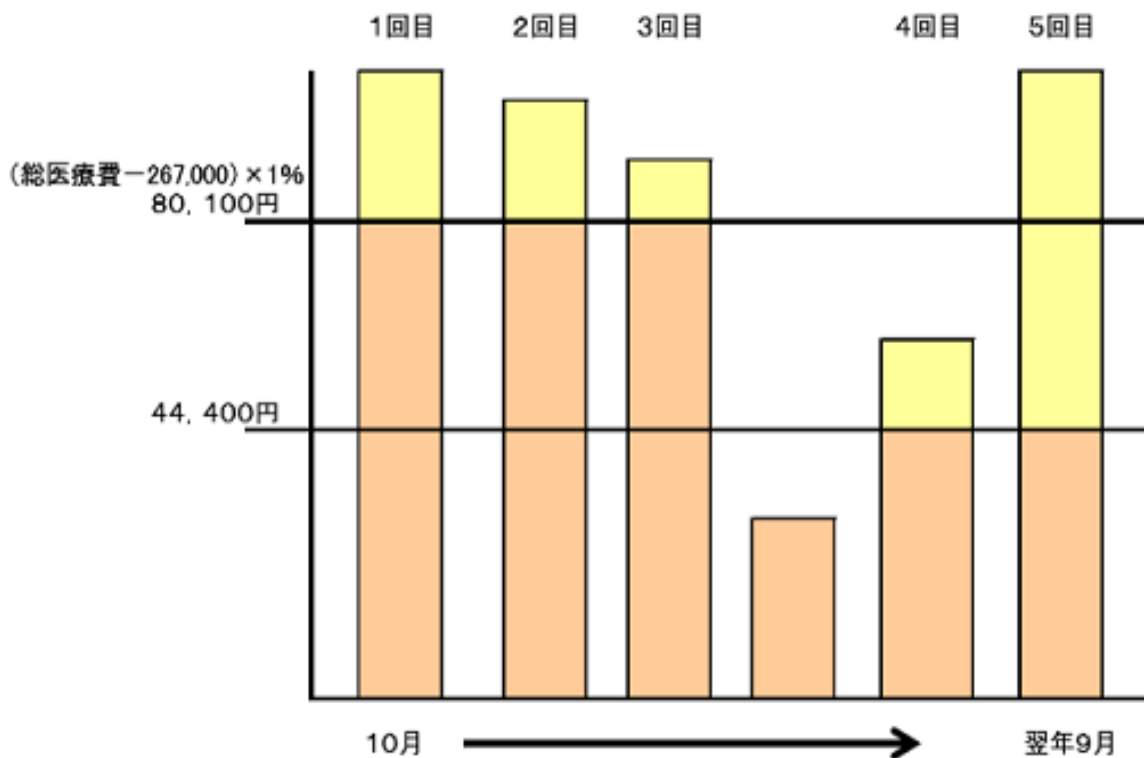


過去12ヶ月以内に、同一世帯で高額療養費の該当が4回以上あった場合、4回目以降の限度額は軽減されます。

■ 適用区分(ア)の世帯 252,600円	→	適用区分(ア)の世帯 140,100円
■ 適用区分(イ)の世帯 167,400円		適用区分(イ)の世帯 93,000円
■ 適用区分(ウ)の世帯 80,100円		適用区分(ウ)の世帯 44,400円
■ 適用区分(エ)の世帯 57,600円		適用区分(エ)の世帯 44,400円
■ 適用区分(オ)の世帯 35,400円		適用区分(オ)の世帯 24,600円

例：適用区分(ウ)の世帯の場合



の部分自己負担限度額



の部分高額療養費として支給